

用語説明



「うさぎたち」 土門 亜沙美

あ行

【インクルーシブ教育】

障がいの有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場においてともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行うことをめざす教育です。

【NPO】

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合など、法人格の有無や法人格の種類を問わず、民間の立場で営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的にした団体です。

【NPO法人】

民間非営利組織のうち、法的な人格を認めた特定非営利活動法人のことです。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法が施行されたことによって、法人格の取得ができるようになりました。団体が法人格を取得することで、対外的な信用性を高めることができます。

か行

【学習障がい（LD）】

知的発達に遅れはみられないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すことをいいます。

【北見市交通バリアフリー基本構想】

ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの考え方も含め、「誰もが安心して歩ける環境づくり」をめざして、交通面のバリアフリー化を図ることを目的とした計画です。

【北見市住宅マスタープラン】

地域の住宅事情や住宅ニーズからくる課題を整理するとともに、関連計画との連携を図りながら総合的な住宅施策を展開するための目標や方針を設定し、具体的な展開方法と重点的に推進する施策を定めた計画です。

【北見市地域福祉計画】

市民の誰もが「障がいの有無や性、年齢に関わらず、住み慣れた地域でいつまでも安心して生き生きと暮らせる社会」を築いていくため、地域の福祉ビジョンや具体的な行動を盛り込んだ福祉の総合計画です。

【共生社会】

多様な価値観や文化を認め合う社会であり、障がいの有無だけでなく、男性も女性も子どもたちもお年寄りも、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、社会参加できる創造的で豊かな社会のことです。

【協働】

行政と市民や事業者など地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のためにお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動することです。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

【グループホーム（共同生活援助）】

障がいのある人が、主として夜間において共同生活を営むべき住居において相談、食事や入浴の介護や支援を受けることができます。

【グループホーム（認知症対応型共同生活介護）】

認知症と診断された高齢者等が共同で生活しながら食事・入浴などの介護や支援を受けることができます。

【ケアマネジメント】

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと支援を必要とする人のニーズをつなぐ手法のことをいいます。

障がいのある人に対するケアマネジメントにおいては、障がいのある人の地域生活を支援するため、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるための調整等を行います。

【高次脳機能障がい】

交通事故や脳血管疾患（脳卒中など）により脳損傷を経験した人が、その後遺症として、記憶、注意、思考、言語などの知的な機能に障がいを抱え、生活に支障をきたす病態のことで、先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものを除きます。

【合理的配慮】

合理的配慮とは、障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、必要な配慮のことです。

【コミュニティビジネス】

地域社会をより良くすることを目的に、地域の人材や施設、資金などを活用しながら有償で行う事業やその活動のことです。高齢者の生活や子育て支援など地域のさまざまな問題について、行政や企業が対応できない部分の解決を図るとともに、地域における新たな雇用の創出や、住民の働きがい・生きがいを生み出し、地域社会の再生・活性化に寄与するものと期待されています。

さ行

【自閉症】

自閉症は、「対人関係の障がい」「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障がい」「パターン化した興味や活動」などの特徴がみられ、生後まもなくから3歳くらいまでに明らかになります。原因はまだ特定されていません。

また、高機能自閉症はその中でも知的発達の遅れを伴わない自閉症のことをいいます。

【就労移行支援事業】

障害者総合支援法に定められた障がい福祉サービスの1つで、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。

【就労継続支援事業A型】

障害者総合支援法に定められた障がい福祉サービスの1つで、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対して、雇用契約を結び、原則最低賃金得お保障する雇用型のサービスとなります。

生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などが行われます。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

【就労継続支援事業B型】

障害者総合支援法に定められた障がい福祉サービスの1つで、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労の機会や生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

雇用契約を結ばず、作業分だけ工賃としてもらう、非雇用型のサービスとなります。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援事業A型や一般就労への移行をめざします。

【ショートステイ（短期入所）】

施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

【ジョブコーチ】

障がいのある人が職場に適応し定着できるよう、職場などに出向いて直接支援する職場適応援助者のことです。障がい者や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定められた障がいがあると判定された人に交付される手帳のことです。障がいの程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて北海道知事が審査し、交付されます。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳のことです。障がいの程度に応じて1～3級に区分され、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて北海道知事が審査し、交付されます。

【成年後見制度】

認知症、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が、財産管理（預貯金の管理、遺産分割など）や身上監護（福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所など）についての契約などの法律行為をするときに、本人の意思をできる限り活かしながら、権利と財産を守り、支援する制度のことです。

【ソーシャル・インクルージョン】

障がいや困難を有する人々を排除し孤立させるのではなく、地域社会への参加と参画を支援し、社会の構成員として包み込むことです。

ソーシャル・インクルージョンは「社会的包摂」とも呼ばれ、反対の言葉は「社会的排除」です。

た行

【地域福祉】

すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を、身近な地域を基盤として包み込み、ともに支え、助け合う仕組みのことです。

【注意欠陥多動性障害（注意欠如多動性障害）（ADHD）】

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び（又は）衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

【低床バス】

車いす使用者、高齢者、障がいのある人の乗降に配慮したバス車両で、床面をほぼ全長にわたり低く作り、乗降口との段差を低くなるように配慮したバスのことです。

【特別支援教育】

これまでの特殊教育の対象となる障がいだけでなく、その対象でなかった学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育を通じて必要な支援を行うことです。

な行

【難病】

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいいます。

【日常生活自立支援事業】

認知症、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を営むことを支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業のことです。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人や高齢者などを含むすべての人が、そのあるがままの姿で他の人と同じように生活し、活動することのできる社会をめざすという考え方（理念）のことです。

は行

【発達障がい】

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

【バリアフリー】

障がいのある人、高齢者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻むさまざまな障壁を取り除くことです。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、すべての障壁を取り除くという意味で用いられています。

【福祉的就労の場】

一般企業での就労が困難な障がいのある人が福祉施設等で自活に必要な作業訓練を行ったり、活動などを通して社会参加を図る場のことです。

【福祉避難所】

災害時に、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者等の要配慮者が、安心して避難生活を送ることができる体制を整備した避難所のことです。

北見市では、福祉避難所は災害時において指定避難所での避難所生活が長期化する恐れがあるときに開設される二次避難所です。

【ふれあい広場】

北見市で開催される福祉イベントで、障がいのある人、高齢者、児童などをはじめ、すべての人が心から楽しく交流できる催しを通して、ノーマライゼーションの理解と普及を図ることを目的としています。福祉団体や関係者などで組織する実行委員会が開催主体です。

このイベントでは、点訳・朗読・手話・車いす試乗・ガイドヘルプなどの体験や福祉施設や各種作業所などで作成された作品の展示・販売などが行われます。

【北海道福祉のまちづくり条例】

障がいのある人や高齢者などが、公共的な施設や交通機関などを円滑に利用できる福祉のまちづくりを進めることを目的に平成10年4月に施行された北海道の条例です。

条例では、公共的施設の整備基準が定められています。平成15年の同条例の一部改正では、総合的な福祉のまちづくりをめざすものとして、ボランティア活動、各種福祉サービスの充実などが盛り込まれました。

ま行

【マンパワー】

人的資源、労働力を意味し、福祉分野では、社会福祉援助活動を支える人々、介護の必要な人に対して専門的知識と技術をもって相談指導を行ったり、食事・排泄・入浴等の介護サービスを行う人々などを指します。

【ミント宅配便】

北見市教育委員会が実施する、出前講座の愛称です。市民のみなさまが知りたいこと、聞きたいことを「市民編」「行政編」の各メニューから選んでいただき、講師が出向いて説明し、生涯学習のお手伝いをするものです。「市民編」の講師は、市に登録された市民講師が務めています。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障がい、国籍など、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくりなどめざす考え方であり、「①誰にでも公平に使用できる」「②柔軟に使用できる」「③使い方が容易にわかる」「④使い手に必要な情報が容易にわかる」「⑤間違えても危険につながらない」「⑥少ない労力で楽に使える」「⑦接近して使用するのに適切な寸法や空間がある」の7つの原則から構成されています。

ら行

【ライフステージ】

人の一生のうち、年代に伴い変化していく段階のことをいい、「乳幼児期」「学齢期」「青年期」「壮年期」「高齢期」などに分けられます。

【リハビリテーション】

身体機能を含めた全人的な回復を目的として行われる更生訓練で、心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、障がいのある人の持つ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことです。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野などがあります。

【療育手帳】

知的障がいのある人に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により児童相談所又は知的障害者更生相談所による判定が行われ、その結果に基づき北海道知事が交付決定します。